

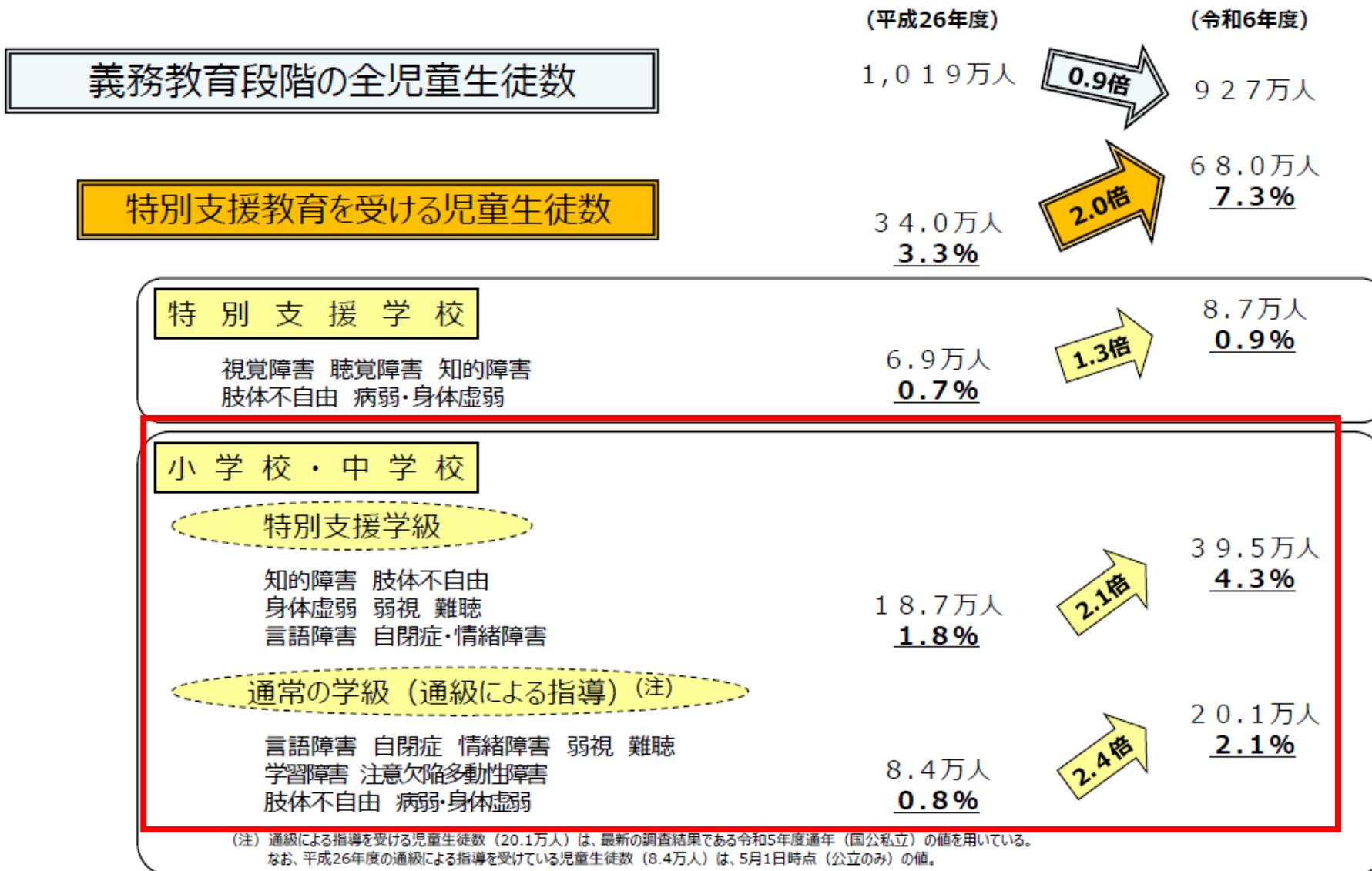
本県の特別支援教育の 現状と課題について

令和7年度 県立学校教育課 特別支援教育室

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H26→R6)

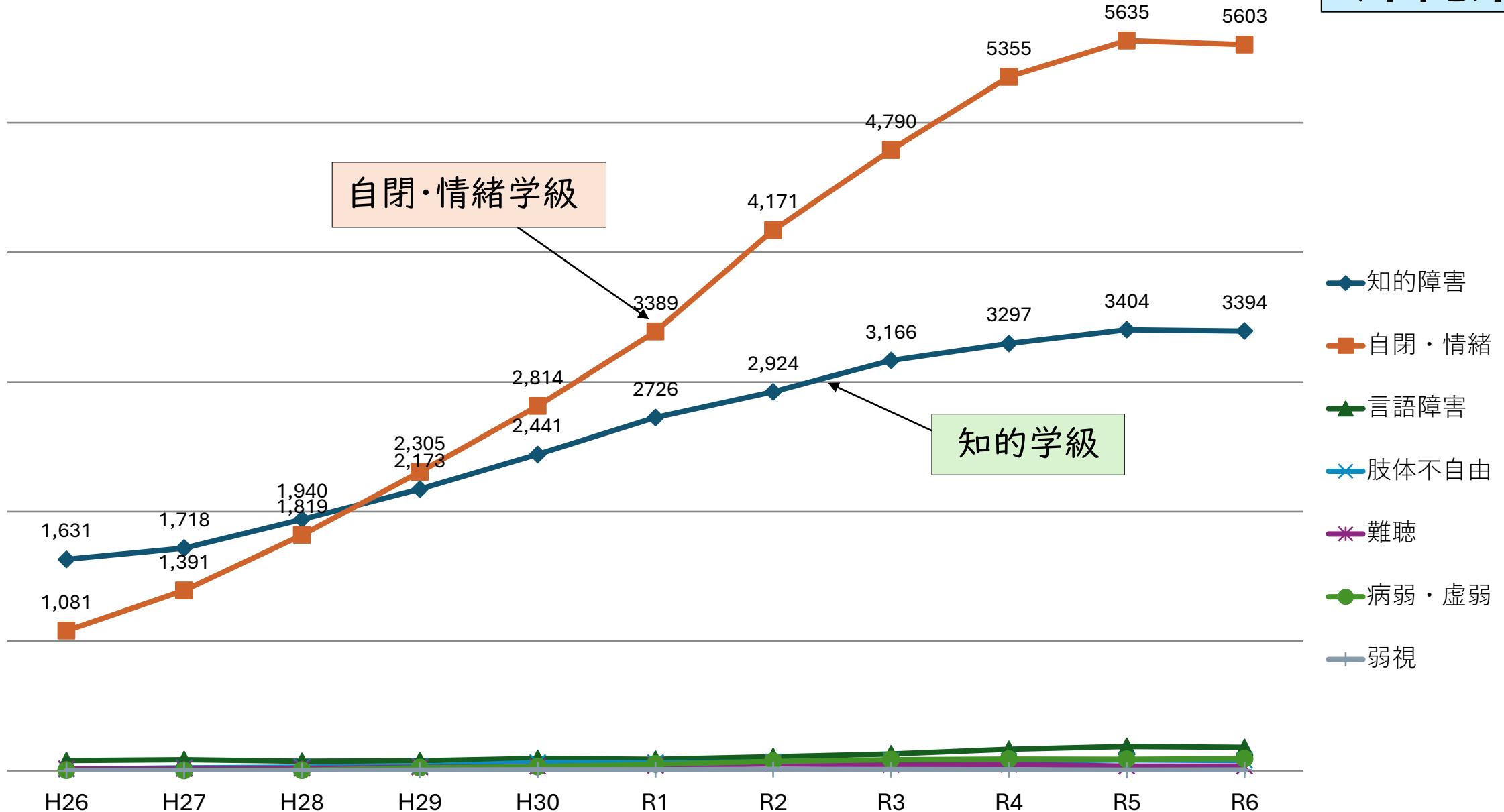


- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数（2.1倍）、通級による指導の利用者数（2.4倍）の増加が顕著。



特別支援学級在籍児童生徒数(小・中学校)

沖縄県



小中学校 特別支援学級の状況

「特別支援学級在籍者数の全校児童生徒数に占める割合」

R6全国平均 小学校 4.7% 中学校 3.6%

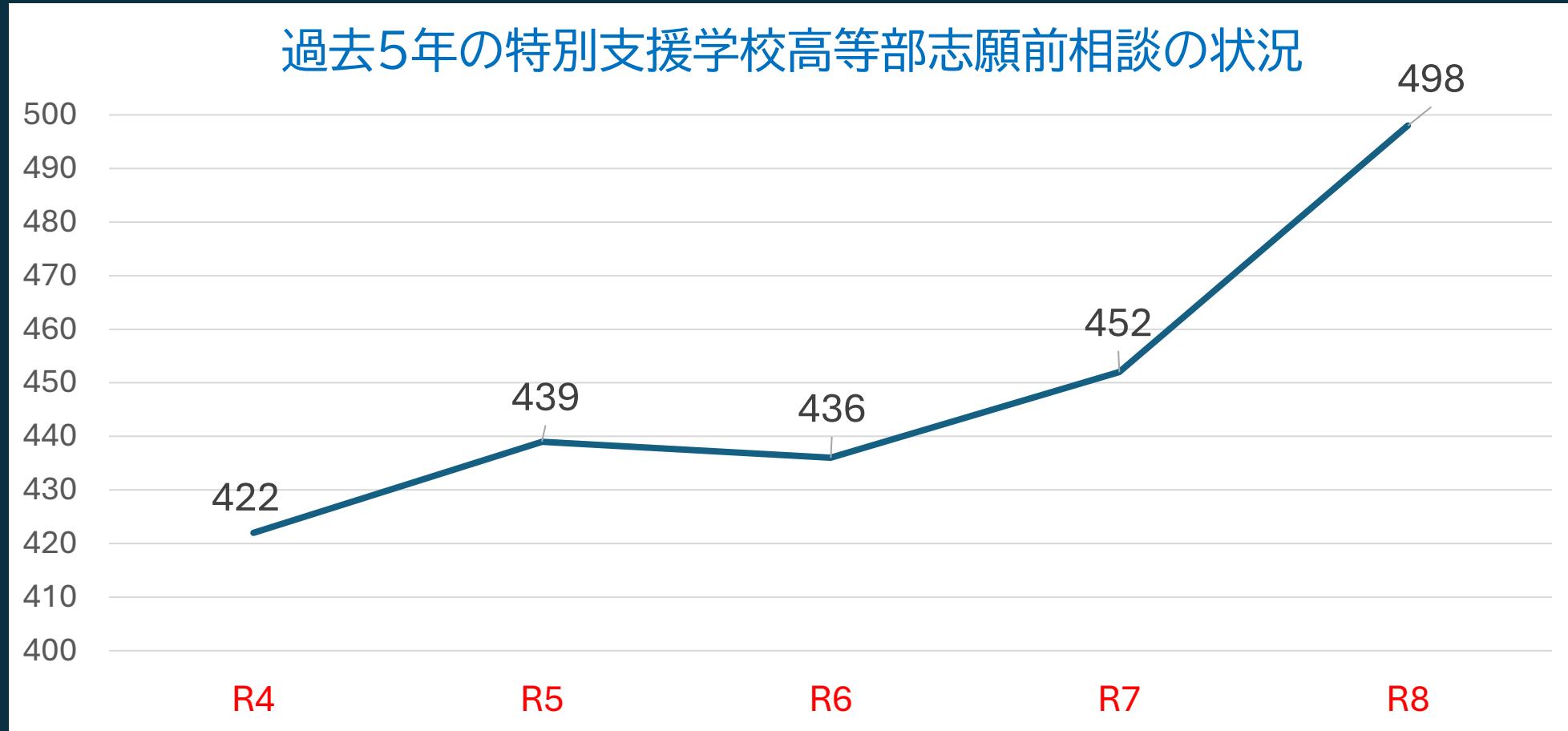
R6沖縄県平均 小学校 6.9%
(6,780人) 中学校 5.5%
(2,611人)

(学校基本調査)

※ R6年度 1校に特別支援学級が5学級以上ある学校 → 小学校126校(48.8%)、中学校45校(31.2%)

県立特別支援学校高等部志願前相談者数（高等支援を除く）

令和8年度 498名（昨年度より46名増）



※志願者は、複数校に志願前相談を受けることが可能

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

【令和4年4月27日付 4文科初第375号通知】

4文科初第375号
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各國公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

- 交流及び共同学習は、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、「交流」の側面と「共同学習」の側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、**大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び**、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなった。
- こうした状況を含め、交流及び共同学習の在り方を含め、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について改めて周知。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人が触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について【通知】」

(令和4年4月27日付 4文科初第375号通知)

1. 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

→ 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。

2. 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

特別支援学級に在籍児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

3. 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について → 自立活動時数の確保。

4. 通級による指導の更なる活用について

→ 専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進。

「通常学級における障害のある児童生徒等への支援の充実について」

障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)(令和5年3月13日)

○校内委員会の機能強化 → 校内委員会の再点検、障害者理解教育の推進。

「通常の学級でできうる支援策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討」

- ・わかりやすい授業の工夫・個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用
- ・ICTの活用、合理的配慮・特別支援教育支援員・専門家等からの支援

○通級による指導の充実 → 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要

- ・自校通級や巡回指導を促進・自立活動の意義と指導の基本を改めて周知

○特別支援学校のセンター的機能の充実 → 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

特別支援教育に係る支援資料等の周知について

令和7年度 県教育委員会

▼合理的配慮の提供～対応指針等に基づく決定までの参考プロセス～

意思の表明

- 具体的な場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることの表明
・留意事項
・本人・保護者からの意思表明だけでなく、学校として、適切だと思われる配慮を提案するための建設的対話の働きかけが必要
・意思表明がしやすくなるよう相談窓口を明確化し周知することが必要

調整

- 詳細な実態把握
- 必要かつ適当な変更・調整であるかどうか検討
- 環境の整備の状況の確認
- 均衡を失した又は過度の負担について検討
- 申し出を踏まえ、代替案を含めた合理的配慮の内容の検討

重要

決定

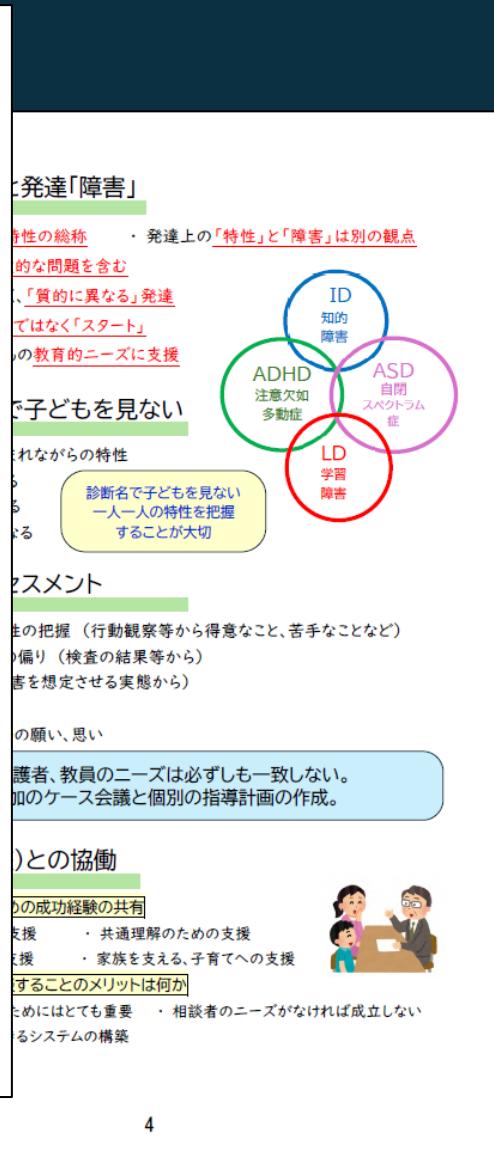
【出典】障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

▼合理的配慮の提供～合理的配慮に関する留意点～

- 決定した合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記
- 合理的配慮の合意形成後も子供の発達の程度や適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解
- 決定した合理的配慮の提供により、子供に十分な教育を受けることができているかという観点から評価
- 途切れることのない一貫した支援の提供・引継ぎ

参考のこと

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」



○県第1277号 令和7年9月16日

1 学校における合理的配慮ハンドブック

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を踏まえて～

2 校内支援体制の充実に向けて

～校内委員会の機能強化と教育的ニーズに応じた指導・支援～

○教県第829号 令和7年7月17日

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて(周知)

○教県第873号 令和7年7月10日

読字障害におけるルビ振り等の配慮について(通知)

○事務連絡 令和7年6月26日

県立特別支援学校高等部(知的)志願前相談チェックリストの活用について(通知)

○教県第831号 令和7年7月8日

多様な学びの場のチェックリストについて(通知)

チエックリストの活用について

- 現場の先生方が理解し、適正に説明できること

沖縄県立特別支援学校高等部(知的) 志願前相談チエックリスト

沖縄県教育委員会

学校名		氏名
<input type="checkbox"/> 出願資格	<p>① 知的障害のある者 【療育手帳又は専門医の診断書(知的障害の程度がわかるもの)】 【特別支援学校:概ね中度・重度・高等支援学校等:概ね軽度】</p> <p>・特別支援学校対象者とならない例 (1) 白閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害特別支援学級に在籍している者。 (2) 通常学級に在籍し、発達障害(LD-ADHD)、自閉症、情緒障害、言語障害等で通級による指導を受けている者。 (3) 軽度知的障害のうち社会適応及び社会生活上特段の支障がない者。 (4) 適応指導のみ、日本語指導のみが必要な者。【基附第166号】県立特別支援学校対象者の再確認について(通知)</p> <p>② 高等支援学校等に限り、 「知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な生徒」</p> <p>参考 療育手帳の区分【B2軽度: B1中度: A2重度: A1最重度】(沖縄県HP)</p> <p>③ 通学区域内に住所を有する生徒 (高等支援学校等は全県学区)</p> <p>④ 受検者本人に入学意欲があること ◀ 不本意入学・退学が増えています。本人の意思確認は重要です。</p>	
<input type="checkbox"/> 手帳未持	<p>① 療育手帳の未持の場合は、知的障害の程度が証明可能な専門医の診断書が必要。 * 知的障害に関しては、早期からの支援が必要とされており、中学後期に知的障害となるのは、通常考えにくい。</p> <p>② 出願時に更新期限が超過した手帳に関しては、出願書類として認められない。</p>	
<input type="checkbox"/> 進路選択	<p>① 特別支援学校だけでなく、多様な学びの場の説明を受けている。 【高校(全日・キャリアアップコース・定時・通信)、高等支援学校等、特別支援学校高等部など】</p> <p>② 一般入試で高校を受検した者は、第2次募集で高校と特支の併願が可能(選択肢拡大)であるとの説明を受けている。</p> <p>③ 情報共有: 知的障害特別支援学級生徒の高校合格者が増加傾向にあります。(R6:63名)</p>	
<input type="checkbox"/> 特別支援学校に係る確認事項	<p>① 卒業時の学歴について ・特別支援学校高等部卒業となります。(高等学校の卒業にはならない)</p> <p>② 教育課程について ・知的特別支援学校(高等支援学校を含む)には知的障害の教育課程が設定されています。 ・各学年の教科等の指導は、生徒の発達段階や特性に応じた学習グループが編成されます。</p> <p>③ スクールバス・寄宿舎の利用について ・特別支援学校におけるスクールバスや寄宿舎の利用は、各学校での検討委員会を経て決定されます。</p> <p>④ 特別支援学校での就職活動について ・卒業時に障害者雇用制度等を活用した就職活動を行います。 ・障害者雇用制度の活用は療育手帳等の所有者が対象となります。</p>	
<input type="checkbox"/> 意思確認	上記の説明を受けた上で、 本人、保護者の特別支援学校高等部受検への意思確認、合意形成ができている。	

特別支援教育 多様な学びの場 チェックリスト 「文部科学省通知より」

特別な支援が必要な児童生徒	➡ 校内委員会において「検討・共有」する必要がある。
□ 保護者・本人と相談して「個別の教育支援計画・個別の指導計画」を作成する。	
□ 合理的配慮とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養うことへの配慮である。➡合理的配慮事項は個別の教育支援計画に記載し、進学時に引き継ぐ。	
通級による指導(通常学級在籍) ➡ 通常学級担任と通級指導担当教員とどのように連携を図るかが重要。	
□ 通常の学級での学習におおむね参加できるもの。(知的障害は、通級による指導の対象外)	
□ 適当たり1~8時間相当の自立活動の指導(LD及びADHDの児童生徒は、月1時間~)により、在籍する学級への適応を高めていくことが望めるもの。	
□ 「障害の克服・改善のための指導:自立活動」が目的であり、単なる教科学習の補充が目的ではない。	
□ 「LD及びADHDの児童生徒については、通常の学級における教員の適切な配慮やTTの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることが多いに十分留意する。」	
自閉症・情緒障害 特別支援学級 ➡ 通常学級の教育課程+自立活動(必ず実施) (原則、知的障害はないので、各教科等を合わせた指導等は実施できない)	
□ 入級には、「自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通と対人関係形成や社会生活への適応力を高めること」が目的となる。また、本人の意思確認は、子どもの尊厳や将来に関わることであり重要です。	
□ 「それに類するもの」の記述が意味するところは、アスペルガー障害などを示している。(国研研 HP参照)	
□ LD及びADHDの児童生徒は、その診断だけでは自閉・情緒学級入級の対象とはならない。	
□ 個の状態に応じて教科指導を少人数で実施しているからといって、そのことを入級判断の第一の目的にすることはできない。	
□ 第756号通知の「主として心理的な要因による選択性かん默等があるもの」の「等」は、強度なチックなど神経性習癖により集団生活への適応が困難なもの。不登校は「等」に含まれない。	
□ 特別支援学級の判定に関しては、長期的な支援が必要であり、特別支援学級での授業(自立活動を含む)が週の半分以上、必要であることに留意する。(文科初第375号通知)	
知的障害 特別支援学級 ➡ 本県では、軽度知的障害児者の学びの場、進路指導が重要な課題となっている。 * 入級に関する本人の意思確認は、子どもの尊厳や将来の学びに係る重要な事項である。	
□ その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話は、ほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な状態の者となる。 (例) 日常会話の中で、晴れや雨などの天気の状態について分かるようになっても、「明日の天気」などのように時間の概念が入ると理解ができないことがある。比較的短い文章であっても、全般的な内容を理解しやすくまとめて話すことなどが困難であったりすること。 『教育支援資料』(文部科学省H25.10)参照	
□ 特別支援学級の判定に関しては、長期的な支援が必要であり、特別支援学級での授業(自立活動を含む)が週の半分以上、必要であることに留意する。(文科初第375号通知)	
言語障害 特別支援学級 ➡ 本県は、言語障害特別支援学級の割合が、全国と比較しても高い状況である。	
□ 文科初第756号の言語障害者の障害の程度に該当するものが対象となります。発達障害を主とするコミュニケーションの克服・改善のための学級ではないことに留意する。	
□ 特別支援学級の判定に関しては、長期的な支援が必要であり、特別支援学級での授業(自立活動を含む)が週の半分以上、必要であることに留意する。(文科初第375号通知)	
必ず確認する資料	
□「小学校・中学校特別支援学級・通級指導教室～教育課程ハンドブック～」(沖縄県教育委員会)	
□「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省)	

1 インクルーシブ教育システム実践推進研修

- ① 管理職悉皆研修
- ② 一般教員研修

2 インクルーシブ教育システム人材育成研修

- ① 特別支援教育コーディネーター養成研修
- ② 幼稚園・認定こども園特別支援教育実践推進研修
- ③ 高等学校特別支援教育 実践推進研修
- ④ 特別支援学級・通級指導教室 担当者研修
- ⑤ 合理的配慮に基づくICT教育推進研修

3 インクルーシブ教育システム学校支援事業

- ① 巡回アドバイザー派遣 専門家チーム派遣
- ② 特別支援教育市町村 連絡協議会
- ③ 特別支援教育総合推進事業運営協議会
- ④ 県立高等学校 通級による指導の推進

県教育委員会
市町村教育委員会

連携
支援

幼稚園
小学校
中学校
高等学校
特別支援学校

全教職員
の資質向上

現場の推進役の強化

学校支援の
推進役の強化

相談
支援

総合教育センター
発達障害者支援センター
医療機関 福祉保健所等

- ・すべての学校における特別支援教育校内支援体制の推進
- ・全教職員の特別支援教育に係る指導の改善・充実
- ・関係機関との連携による児童生徒への支援の推進

医療的ケアについて

教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）

「医療的ケア看護職員配置事業」【文部科学省】（令和7年度）

医療的ケア看護職員の配置 4,562百万円（4,037百万円）拡充 4,550人分⇒4,900人分（+350人）

〈補助対象〉都道府県・市区町村・学校法人（幼、小中高特支）

〈補助割合〉国：1/3 補助対象事業者：2/3

市町村立小中学校・特別支援学校における看護職員配置状況

①市町村立小中学校（R7）

医療的ケア看護職員配置事業を活用している市町村 17市町村

〈医療的ケア児数〉 幼9名 小50名 中5名 合計64名 看護職員68名を配置

②県立特別支援学校（R7）

医療的ケア実施特別支援学校 12校 〈医療的ケア児数〉 合計112名 看護職員53名を配置

市町村の財政負担について

- 医療的ケア看護職員配置事業に係る市町村負担分については、**地方交付税において財政措置がなされている**ところであるが、全国知事会及び全国都道府県教育長協議会を通して国庫補助率の引上げなど、財政措置の拡充について国に要望している。
- また、九州地方教育長協議会及び全国都道府県教育長協議会を通して、学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられた医療的ケア看護職員を義務標準法及び高校標準法において算定するなど、学校における医療的ケア実施体制の充実に取り組むことについて、国に要望している。
- 今後とも、全国知事会及び全国都道府県教育長協議会、九州地方教育長協議会を通して、医療的ケア看護職員の定数化、国庫補助率の引上げなど、財政措置の拡充について国に要望していく。

学校における看護師等の人材確保及び質の向上について

- 小中学校における看護職員の人材確保について、県教育委員会としてハローワークや沖縄県ナースセンターなどの就職支援サービス機関と連携して情報収集を行い、市町村の支援に努める。
- 学校における医療的ケアについては、看護師に加え、**指定研修を受講し、認定を受けた介護職員及び支援員等も対応できること**から、県教育委員会が実施する喀痰(かくたん)吸引等研修の対象者を拡充し、市町村の介護職員及び学校における支援員等も参加できるようする。
- 市町村における看護師等の質の向上については、県教育委員会が行う看護職員研修や沖縄県看護協会が行う研修、医療的ケアの関係機関等の研修へ参加を促し、学校における医療的ケアの**専門性向上**を図る。

学校における医療的ケア実施体制整備に係る今後の方向性

- 県教育委員会としては「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、安全安心な医療的ケアの体制整備に向け、引き続き、各市町村と連携し、医療的ケア児の支援体制の充実を図っていく。